

# 関西大学職業紹介に関する取扱規程

平成 18 年 6 月 22 日制定

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき、本学の在学生及び卒業生（以下「学生等」という。）の就職について、本人の意思を尊重しつつ、適切に職業紹介及びそれに伴う指導、相談等を行うために必要な事項を定める。

## (職業紹介事業)

第 2 条 本学は、学生等及び求人者に適切な雇用情報等を提供し、必要な指導、相談等を行うことにより、学生等が、その適性、能力、経験、技能等にふさわしい職業選択を行えるよう支援する。また、求人者がその業務等に適合する学生等を雇い入れることを促進するよう努める。

## (職業紹介の原則)

第 3 条 本学は、職業安定法第 2 条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、学生等がその希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるように努める。

- 2 求人者に対しては、その希望に適合する学生等の紹介に努める。
- 3 職業紹介事業は無料で行う。

## (均等待遇)

第 4 条 本学は、学生等又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わない。

## (労働争議中等の職業紹介)

第 5 条 労働争議（同盟罷業又は作業所閉鎖）中の事業所並びに会社更生法又は民事再生法が適用された事業所に対する紹介は、これらが終結するまで行わない。

## (公共職業安定機関との連携)

第 6 条 本学は、公共職業安定機関と連携し、学生等及び求人者に必要な雇用情報その他の適職選択及び学生等の雇入れに資する情報の提供に努める。

## (所 管)

第 7 条 本学における職業紹介事業はキャリアセンターにおいて行う。

## (職業紹介業務担当者)

第 8 条 職業安定法第 33 条の 2 第 2 項に規定する職業紹介業務担当者は、キャリアセンター事務長をもって充てる。

## (求人者の受理)

第 9 条 本学は、本学の学生等を対象とする求人を受理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は受理しない。

- (1) 申込みの内容が法令に違反している場合
- (2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合
- (3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適切である場合
- (4) その職業が教育上不適切であると認められる場合

(5) その他本学が就職の機会均等を損なうおそれがあると判断した場合

(労働条件等の明示)

第 10 条 求人者に対しては、職業安定法第 5 条の 3 第 2 項及び第 3 項により義務づけられた労働条件等を求人票の書面によって明示することを求める。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項を書面の交付以外の方法により明示するよう求める。

(求職の受理)

第 11 条 本学は、本学の学生等のいかなる求職も受理する。ただし、求職申込みの内容が法令に違反している場合、又は教育上不適切であると認める場合には、これを受理しない。

(求職の手続)

第 12 条 求職を希望する学生等は、所定の手続きを行わなければならない。

(雇用条件の明示)

第 13 条 職業紹介に際しては、紹介時において学生等に対し、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示する。

2 前項の書面については、インターネット等による電子情報に置き換えることができる。

(求人先への応募)

第 14 条 求人先への応募は自由応募又は大学推薦のいずれかの方法による。

(帳票及び記載事項)

第 15 条 職業紹介に使用する帳票及びその記載事項は、次のとおりとする。

(1) 求人票

- (ア) 求人先
- (イ) 採用条件
- (ウ) 賃金その他の労働条件
- (エ) その他必要な事項

(2) 求職票

- (ア) 氏名、学部、学籍番号、連絡先
- (イ) 学歴、職歴
- (ウ) 就職に関する希望
- (エ) その他必要な事項

(3) 推薦状

- (ア) 被推薦者氏名
- (イ) 推薦者氏名
- (ウ) その他必要な事項

(採否の報告)

第 16 条 求人者に対し、紹介した学生等の採用又は不採用を決定したときは、遅滞なくその結果を本学に報告するように求める。

(進路の届出)

第 17 条 就職が内定又は決定した学生等は、速やかにキャリアセンターにその内定先又は決定先を届け出るものとする。また、各自の卒業後の進路（現職継続、家事専従、大学院進学、その他）

が決定した場合にも届け出るものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 職業紹介の業務に従事する職員は、職務上知り得た学生等及び求人者の個人情報を他に漏洩し、又は不当な目的のために使用してはならない。

2 学生等の個人情報保護に関しては、関西大学個人情報保護規程の定めるところによる。

(公共職業安定機関への報告)

第 19 条 本学は、公共職業安定機関に対し、必要な職業紹介状況等を報告する。

(法令等の準拠)

第 20 条 本学の職業紹介事業は、すべて職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営する。

附則

この規程は、平成 18 年 6 月 22 日から施行する。